県章

和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目　次

（取扱課室名）　ページ

○ 告示

955　指定障害児通所支援事業者の指定　（障害福祉課）..... 1
956　〃　（　〃　）..... 2
957　指定障害福祉サービス事業者の指定　（　〃　）..... 2
958　〃　（　〃　）..... 2
959　令和7年度及び令和8年度和歌山県工業技術センター電力調達に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等　（成長産業推進課）..... 2
960　保安林の指定の解除予定　（森林整備課）..... 5
961　保安林の指定の解除　（　〃　）..... 6
962　保安林の指定施業要件変更予定　（　〃　）..... 6
963　〃　（　〃　）..... 6
964　〃　（　〃　）..... 7
965　道路の区域変更　（道路保全課）..... 7
966　道路の供用開始　（　〃　）..... 7
967　〃　（　〃　）..... 8
968　道路の位置の指定　（都市政策課）..... 8
969　〃　（　〃　）..... 8
970　公有水面埋立ての免許の出願　（港湾空港振興課）..... 8
971　和歌山県領収証書帳の無効　（会計課）..... 10

○ 公告

入札公告　（成長産業推進課）..... 10

○ 監査公表

監査公表第21号 13
監査公表第22号 14
監査公表第23号 14
監査公表第24号 14
監査公表第25号 14
監査公表第26号 15

告　示

和歌山県告示第955号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和7年12月12日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日

3051700213	サポートセンターろーど	紀の川市貴志川町長山277-108	児童発達支援 放課後等デイサービス	社会福祉法人直心会	紀の川市貴志川町長山277-68	令和7.12.1

和歌山県告示第956号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和7年12月12日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3051800252	サポートセンターくらす	岩出市岡田543-2	児童発達支援 放課後等デイサービス	社会福祉法人直心会	紀の川市貴志川町長山277-68	令和7.12.1

和歌山県告示第957号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和7年12月12日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3010300154	訪問介護ピース＆ピース高野口	橋本市高野口町応其436-11	居宅介護	身体障害者 知的障害者 障害児 難病等対象者	株式会社創成	和歌山市木広町二丁目5番地　2F	令和7.12.1
			重度訪問介護	身体障害者 知的障害者 難病等対象者			

和歌山県告示第958号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和7年12月12日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3011800574	すずのき	岩出市岡田543-2	生活介護	特定なし	社会福祉法人直心会	紀の川市貴志川町長山277-68	令和7.12.1

和歌山県告示第959号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、令和7年度及び令和8年度和歌山県工業技術センター電力調達に係る一般競争入札（以下「競争入札」とい

う。）に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

令和7年12月12日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

1　競争入札に付する調達の名称及び数量並びに契約期間

(1) 調達の名称及び数量

令和7年度及び令和8年度和歌山県工業技術センター電力調達

予定契約電力　396kW　予定調達電力量　1,591,718kWh

(2) 契約期間

令和8年3月1日から令和9年2月28日までの1年間（令和8年3月1日から契約ができない場合は、契約を締結した日から起算して1年間）とする。ただし、本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定により締結する長期継続契約であるので、本契約期間中であっても令和8年度以降において和歌山県の歳入歳出予算の金額について、減額又は削除があった場合は、本契約を解除することがある。

2　競争入札に参加する者に必要な資格事項

この競争入札に参加することができる者は、資格審査申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件をいずれも満たしている者（調達物品を共同して納入することを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）を含む。）とする。

なお、コンソーシアムにあっては、その構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことができないものとする。

(1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

コンソーシアムにあっては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(3) 和歌山県が行う調達契約等に係る競争入札参加資格の停止の措置を受けている者でないこと。

コンソーシアムにあっては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(4) 国税、県税及び市町村税を滞納していない者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(5) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団員排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。

コンソーシアムにあっては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定している場合は、この限りでない。

コンソーシアムにあっては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定がある場合は、この限りでない。

コンソーシアムにあっては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(8) 申請日において、1年以上の電気供給に係る営業経験を有する者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(9) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業の登録を受けている者（以下「小売電気事業者」という。）であること。

コンソーシアムにあっては、少なくとも代表者となる構成員がこの要件を満たす者であること。

(10) 申請日において、「和歌山県電力の調達に係る環境配慮方針」（令和7年4月1日策定）に基づく入札参加資格の要件を満たしている者又は満たしていない者でこの競争入札の開札の日の前日までに入札参加資格の要件を満たす見込みである者であること。

コンソーシアムにあっては、2の（9）の要件を満たす者の全部がこの要件を満たす者であること。

3　資格審査申請書類及びその配布方法等

この競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類及びその配布方法等は、次のとおりとする。

なお、コンソーシアムにあっては、ア及びスの書類については代表者が、イからクまで、サ及びシの書類については構成員ごとに、ケ及びコの書類については構成員のうち小売電気事業者である者ごとに、それぞれ作成の上、提出するものとする。

(1) この競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア　競争入札参加資格審査申請書

イ　業務状況調書

ウ　役員等に関する調書

エ　法人にあっては、申請日において発行後3か月を経過していない登記事項証明書の原本又はその写し

オ　個人にあっては、申請日において発行後3か月を経過していない住民票の原本又はその写し

カ　直近1年分の財務諸表（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

キ　次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書の原本又はその写しで、申請日において発行後3か月を経過していないもの

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあっては、和歌山県が課する税（延滞金等を含む。）の全税目

（ウ）個人にあっては、県内の在住市町村が課する個人住民税（県・市町村民税）

ク　2の（8）の要件を満たしていることを証する書面として、電気供給に係る契約実績を証する書類の写し

ケ　2の（9）の要件を満たしていることを証する書面の写し

コ　2の（10）の要件を満たしていることを証する書面として、和歌山県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書及びその内容を確認できる資料

サ　誓約書

シ　委任状（申請者が代理人を選任した場合）

ス　コンソーシアムにあっては、コンソーシアム構成員表及びコンソーシアム協定書の写し

(2) （1）のアからウまで、コ（電力調達契約評価項目報告書に限る。）、サ、シ及びス（コンソーシアム構成員表に限る。）に掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、これらの用紙は、令和7年12月12日（金）から同月22日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(3) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号）の規定に基づく競争入札参加資格者名簿の業務種目「物品販売」に登載されている者は、当該名簿に登載されていることが確認できる書類をもって、（1）のウからキまでの書類に代えることができる。

(4) （1）に掲げる申請書類について質問がある者は、令和7年12月12日（金）午前10時から同月15日（月）午後4時までの間に、和歌山県工業技術センター企画総務部総務管理課に対して書面等（電子メール及びファクシミリを含む。）により行うものとする。

(5)　(4) の質問に対する回答は、令和7年12月18日（木）午後5時までに電子メール、ファクシミリ又は電話により行うものとする。

　また、その内容については、和歌山県物品・役務電子調達システム（https://www.ebid1-wakayama.jp/eg-web/bidPortal/portal?init）に公表するものとする。ただし、その内容が軽微なものについては、口頭による回答のみとする。

4　資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

(1) 令和7年12月15日（月）から同月22日（月）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

(2) 資格審査申請書類の提出は、持参、電子メール又は書留郵便によるものとする。ただし、3の (1) のシの申請書類については、持参又は書留郵便によるものとする。

　なお、書留郵便による場合は、令和7年12月22日（月）午後4時までに5に掲げる場所に必着するように行わなければならない。

5　資格審査申請書類の配布の場所

　和歌山県工業技術センター企画総務部総務管理課

　和歌山市小倉60番地

　郵便番号　649-6261

　電話番号　073-477-1271

　ファクシミリ番号　073-477-2880

　電子メールアドレス　e0603011@pref.wakayama.lg.jp

　なお、3の (5) の和歌山県物品・役務電子調達システムから資格審査申請書類をダウンロードすることができる。

6　資格審査申請書類に使用する言語

　資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7　資格審査の結果の通知

　資格審査申請者には、競争入札参加資格審査結果通知書により令和7年12月26日（金）までに通知する。ただし、コンソーシアムにあっては、その代表者に対して通知するものとする。

8　競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対し、その理由について説明を求めることができる。

(2)　(1) の説明は、令和8年1月9日（金）までに書面により求めるものとする。

(3)　(2) の書面は、持参、電子メール又は書留郵便により5に掲げる場所等に提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対しては、令和8年1月14日（水）までに書面により回答するものとする。

和歌山県告示第960号

　次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、告示する。

　令和7年12月12日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

1　解除予定保安林の所在場所　御坊市名田町野島字古谷530の5（次の図に示す部分に限る。）

2　保安林として指定された目的　潮害の防備

3　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに御坊市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第961号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和7年12月12日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

1（1）解除に係る保安林の所在場所　田辺市上秋津字迫戸545の200、545の201

（2）保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

（3）解除の理由　指定理由の消滅

2（1）解除に係る保安林の所在場所　田辺市上秋津字迫戸545の200、545の201

（2）保安林として指定された目的　公衆の保健

（3）解除の理由　指定理由の消滅

和歌山県告示第962号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和7年12月12日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

1　指定施業要件変更予定保安林の所在場所　新宮市（次の図に示す部分に限る。）

2　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

3　変更後の指定施業要件

（1）立木の伐採の方法

ア　主伐に係る伐採種は、定めない。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第963号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和7年12月12日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

1　指定施業要件変更予定保安林の所在場所　伊都郡かつらぎ町（次の図に示す部分に限る。）

2　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

3　変更後の指定施業要件

（1）立木の伐採の方法

ア　主伐に係る伐採種は、定めない。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び伊都振興局農林水産振興部林務課並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第964号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和7年12月12日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

1　指定施業要件変更予定保安林の所在場所　伊都郡かつらぎ町（次の図に示す部分に限る。）

2　保安林として指定された目的　水源の涵養

3　変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア　主伐に係る伐採種は、定めない。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び伊都振興局農林水産振興部林務課並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第965号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年12月12日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

1　道路の種類　一般国道

2　路線名　424号

区　　間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延　長 メートル	備　　考
有田郡有田川町大字有原字砂田160番1地先から同町大字有原字砂田146番1地先まで	旧	6.35 ～ 18.79	189.54	
同上	新	15.17 ～ 35.53	190.39	

和歌山県告示第966号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供す

る。

令和7年12月12日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

道路の種類　一般国道

路線名　424号

供用開始の区間　有田郡有田川町大字西ケ峯字東向498番1地先から同町大字西ケ峯字東向491番1地先まで

供用開始の期日　令和7年12月12日

和歌山県告示第967号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年12月12日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

道路の種類　一般国道

路線名　424号

供用開始の区間　有田郡有田川町大字西ケ峯字嶽ケ572番地先から同町大字西ケ峯字嶽ケ600番地先まで

供用開始の期日　令和7年12月12日

和歌山県告示第968号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和7年12月12日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

指定番号	指定位置	申請者 住所 氏名	指定年月日	道路 幅員 メートル	道路 延長 メートル
3708	西牟婁郡上富田町朝来字大沼2433番1の一部、2434番1の一部	西牟婁郡上富田町朝来2345番地の11 株式会社岩沢不動産 代表取締役　田中秀夫	令和 7.11.28	6.00	41.74

和歌山県告示第969号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和7年12月12日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

指定番号	指定位置	申請者 住所 氏名	指定年月日	道路 幅員 メートル	道路 延長 メートル
3709	田辺市秋津町字東八町401番1の一部、402番1の一部	田辺市文里二丁目23番39号 株式会社丸和産業 代表取締役　坂口和也	令和 7.11.28	5.00	18.00

和歌山県告示第970号

公有水面の埋立ての免許の出願があったので、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第3条第1項の規定により、次のとおり告示し、その関係図書を和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港振興課、西牟婁振興局建設部及び田辺市役所に備え置いて、告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

なお、この埋立てに関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日まで、田辺漁港管理者和歌山県代表者和歌山県知事に意見書を提出することができる。

令和7年12月12日

田辺漁港管理者　和歌山県
代表者　和歌山県知事　宮　﨑　　泉

1　埋立免許出願人

(1) 所在地　和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地

(2) 名称　和歌山県

(3) 代表者住所　和歌山県和歌山市福島29番地

(4) 代表者氏名　和歌山県知事　宮﨑泉

2　埋立区域

(1) 位置

和歌山県田辺市江川1080番、1074番及び2413番160の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、1の地点から6の地点までを順次に直線で結んだ線、6の地点から1の地点までを順次に結ぶ令和6年の秋分の満潮位（D.L.+1.95m）における公有水面により囲まれた区域

基点（国土地理院公共基準点「1007A」）

北緯　33度43分48.6707秒

東経　135度21分50.5069秒

1の地点　基点から42度36分03秒　257.40mの地点

2の地点　1の地点から71度18分05秒　3.40mの地点

3の地点　2の地点から161度18分06秒　218.16mの地点

4の地点　3の地点から71度39分20秒　90.33mの地点

5の地点　4の地点から161度28分20秒　3.40mの地点

6の地点　5の地点から251度27分07秒　93.81mの地点

(3) 面積

1,061.27㎡

3　埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

和歌山県田辺市江川1080番、1074番及び2413番160の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びイの地点とルの地点とを結んだ線により囲まれた区域

基点（国土地理院公共基準点「1007A」）

北緯　33度43分48.6707秒

東経　135度21分50.5069秒

イの地点　基点から36度23分27秒　226.53mの地点

ロの地点　イの地点から71度20分48秒　48.61mの地点

ハの地点　ロの地点から161度20分48秒　5.85mの地点

ニの地点　ハの地点から161度22分11秒　213.62mの地点

ホの地点　ニの地点から71度39分20秒　62.79mの地点

への地点　ホの地点から161度16分58秒　1.40mの地点

トの地点　への地点から71度42分34秒　19.94ｍの地点
チの地点　トの地点から341度18分04秒　33.58ｍの地点
リの地点　チの地点から71度20分44秒　42.80ｍの地点
ヌの地点　リの地点から161度19分17秒　79.99ｍの地点
ルの地点　ヌの地点から251度20分27秒　173.74ｍの地点

(3) 面積

20,286.56㎡

4　埋立地の用途

漁港施設用地（岸壁）

5　公有水面埋立免許願書の出願年月日

令和7年10月6日

和歌山県告示第971号

次の和歌山県領収証書帳は、亡失のため令和7年11月14日付けで無効としたので、公告する。

令和7年12月12日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

領収証書帳番号	交付先
No.010501	和歌山県立近代美術館出納員

公　　告

入　札　公　告

令和7年度及び令和8年度和歌山県工業技術センター電力調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和7年12月12日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

1　一般競争入札に付する事項

(1) 調達の案件番号、調達の名称、場所及び数量

20259003104
令和7年度及び令和8年度和歌山県工業技術センター電力調達
和歌山県工業技術センター　和歌山市小倉60番地
予定契約電力　396kW　予定調達電力量　1,591,718kWh

(2) 仕様等

仕様書による。

(3) 契約期間

令和8年3月1日から令和9年2月28日までの1年間（令和8年3月1日から契約ができない場合は、契約を締結した日から起算して1年間）とする。ただし、本契約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定により締結する長期継続契約であるので、本契約期間中であっても令和8年度以降において和歌山県の歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、本契約を解除することがある。

2　一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和7年和歌山県告示第959号に規定する令和7年度及び令和8年度和歌山県工業技術センター電力調達に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3　契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小倉60番地

和歌山県工業技術センター企画総務部総務管理課（以下「総務管理課」という。）

(2) 期間

令和7年12月12日（金）から同月22日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時まで

4　仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

3 (1) に同じ。

なお、和歌山県物品・役務電子調達システム（https://www.ebidl-wakayama.jp/eg-web/bidPortal/portal?init）から仕様書及び入札説明書をダウンロードすることができる。

(2) 期間

3 (2) に同じ。

(3) 仕様書及び入札説明書について質問がある者は、令和7年12月12日（金）から同月15日（月）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間において、総務管理課に対して書面等（電子メール及びファクシミリを含む。）により行うものとする。

(4) (3) の質問に対する回答は、令和7年12月18日（木）午後5時までに書面等（電子メール及びファクシミリを含む。）により行うものとする。

また、その内容については、(1) の和歌山県物品・役務電子調達システムに公表するものとする。ただし、その内容が軽微なものについては、口頭による回答のみとする。

5　入札及び開札手続

この入札は、和歌山県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札及びその開札手続により行うものとする。ただし、郵送による入札も行うことができる。

6　一般競争入札の期間及び開札場所等

(1) 一般競争入札の期間及び開札場所等

ア　入札期間

令和8年1月5日（月）午前9時から同月16日（金）午後4時まで

イ　開札場所

和歌山市小倉60番地

総務管理課

ウ　開札日時

令和8年1月19日（月）午後1時30分

(2) 郵送による入札書の提出を行う者は、この一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により令和8年1月16日（金）午後4時までに総務管理課に必着するように行わなければならない。

7　入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であ

るか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

8　入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

調達物品を共同して納入することを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあっては、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムにあっては、代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができる。

9　契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムにあっては、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムにあっては、代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができる。

10　入札の無効に関する事項

本公告に示した一般競争入札に参加する資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県よりこの入札に参加する資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこれらの要件のいずれかに該当するときは、当該コンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

11　入札執行方法の細目

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(3) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定するものとする。

(4) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。

(5) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。

(6) 落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が2に掲げる要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないものとする。この場合において、本県は、その契約の不締結について、落札者に対して損害賠償責任その他何らの責任を負わないものとする。

12　契約書の要否

要

13　契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14　その他

(1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア　名称

総務管理課

イ　所在地

和歌山市小倉60番地

郵便番号　649-6261

電話番号　073-477-1271

ファクシミリ番号　073-477-2880

電子メールアドレス　e0603011@pref.wakayama.lg.jp

(2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達物品についての調達手続の停止等があり得る。

15　Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

Total electricity about 1,591,718kWh to use at the Industrial Technology Center of Wakayama Prefecture

(2) Time limit for tender :

4:00 p.m. 16 January 2026

(3) Contact point for the notice :

General Affairs and Administration Division, Department of Planning and Administration, Industrial Technology Center of Wakayama Prefecture,

60 Ogura, Wakayama City, 649-6261, Japan

TEL　073-477-1271

FAX　073-477-2880

e-mail　e0603011@pref.wakayama.lg.jp

監　査　公　表

和歌山県監査公表第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和2年和歌山県監査公表第10号）に準拠して実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

なお、「次のとおり」については、和歌山県監査委員事務局のホームページ（URL https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/230100/kansahome/kansa-main/index.html）から閲覧することができる。

令和7年12月12日

和歌山県監査委員　田　嶋　久　嗣

和歌山県監査委員　河　野　ゆ　う

和歌山県監査委員　吉　井　和　視

和歌山県監査委員　北　山　慎　一

和歌山県監査公表第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和2年和歌山県監査公表第10号）に準拠して実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

なお、「次のとおり」については、和歌山県監査委員事務局のホームページ（URL https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/230100/kansahome/kansa-main/index.html）から閲覧することができる。

令和7年12月12日

和歌山県監査委員　田　嶋　久　嗣
和歌山県監査委員　河　野　ゆ　う
和歌山県監査委員　吉　井　和　視
和歌山県監査委員　北　山　慎　一

和歌山県監査公表第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和2年和歌山県監査公表第10号）に準拠して実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

なお、「次のとおり」については、和歌山県監査委員事務局のホームページ（URL https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/230100/kansahome/kansa-main/index.html）から閲覧することができる。

令和7年12月12日

和歌山県監査委員　田　嶋　久　嗣
和歌山県監査委員　河　野　ゆ　う
和歌山県監査委員　吉　井　和　視
和歌山県監査委員　北　山　慎　一

和歌山県監査公表第24号

令和7年9月1日付け監査報告第5号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

なお、「次のとおり」については、和歌山県監査委員事務局のホームページ（URL https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/230100/kansahome/kansa-main/index.html）から閲覧することができる。

令和7年12月12日

和歌山県監査委員　田　嶋　久　嗣
和歌山県監査委員　河　野　ゆ　う
和歌山県監査委員　吉　井　和　視
和歌山県監査委員　北　山　慎　一

和歌山県監査公表第25号

令和7年9月1日付け監査報告第6号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

なお、「次のとおり」については、和歌山県監査委員事務局のホームページ（URL https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/230100/kansahome/kansa-main/index.html）から閲覧することができる。

令和7年12月12日

和歌山県監査委員　田　嶋　久　嗣
和歌山県監査委員　河　野　ゆ　う

和歌山県監査委員　吉　井　和　視
和歌山県監査委員　北　山　慎　一

和歌山県監査公表第26号

令和7年9月1日付け監査報告第7号の監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

なお、「次のとおり」については、和歌山県監査委員事務局のホームページ（URL https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/230100/kansahome/kansa-main/index.html）から閲覧することができる。

令和7年12月12日

和歌山県監査委員　田　嶋　久　嗣
和歌山県監査委員　河　野　ゆ　う
和歌山県監査委員　吉　井　和　視
和歌山県監査委員　北　山　慎　一